

第 50 回ジャパンウィーク 2025（英国・マンチェスター）出展に係る 企画調整及び実施運営等業務委託仕様書

1. 業務名称

第 50 回ジャパンウィーク 2025（英国・マンチェスター）出展に係る企画調整及び実施運営等業務委託

2. 業務目的

本市の覚書（MOU）締結都市であるグレーター・マンチェスター合同行政機構の構成都市であるマンチェスター市にて開催される第 50 回ジャパンウィーク 2025（以下「ジャパンウィーク」という。）に大阪市として参加し、大阪の都市魅力（歴史や文化、観光、エンターテインメント等）を効果的に発信することができる公演を実施することで、相互理解の深化や都市間交流の促進、大阪への誘客促進を図る。

3. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日まで

4. 履行場所

本市指定場所（国内：大阪市内、海外：英国マンチェスター市）

5. ジャパンウィーク概要

- （1）名 称 第 50 回ジャパンウィーク 2025
- （2）会 期 令和 7 年 9 月 3 日～令和 7 年 9 月 9 日（7 日間）
- （3）開 催 地 英国・マンチェスター市（令和 7 年 9 月 3 日のみ英国・ロンドン市）
- （4）来場者数 約 2 万人を想定
- （5）主 催 者 公益財団法人国際親善協会及びマンチェスター市

※ジャパンウィークの詳細については公式ホームページを参照すること。

- ・ト ッ プ ペ ー ジ <https://www.iffjapan.or.jp/>
- ・第 50 回特設ページ https://www.iffjapan.or.jp/about_jw/japanweek50.html
- ・参 加 募 集 要 項 <https://www.iffjapan.or.jp/assets/pdf/recruitment.pdf>
- ・パ ン フ レ ッ ト <https://www.iffjapan.or.jp/assets/pdf/50th.pdf>
- ・自治体プラン開催要項 <https://www.iffjapan.or.jp/.assets/自治体プラン開催要項（HP）.pdf>

6. 本市参加概要

- （1）参加期間 令和 7 年 9 月 4 日～令和 7 年 9 月 7 日（4 日間）
- （2）参加内容 本市主催レセプションでの公演の実施：令和 7 年 9 月 4 日の夜（予定）
オープニングフェスティバルへの参加：令和 7 年 9 月 5 日の昼過ぎ（予定）
舞台公演の実施：令和 7 年 9 月 6 日及び令和 7 年 9 月 7 日の夜（予定）
- （3）予定会場 本市主催レセプション：調整中（屋内）

オープニングフェスティバル：Cathedral Gardens（屋外）

舞台公演：HOME Manchester Theatre（屋内）

※舞台公演及びオープニングフェスティバルの会場の詳細については参考 1 及び 2 を参照すること。

7. 業務内容

（1）マンチェスター市での公演実施にかかる企画調整及び運営

ジャパンウィーク参加にかかる舞台公演及びオープニングフェスティバルでの公演、また、マンチェスター市内で開催予定の本市主催レセプションでの公演を企画し、実施すること。

加えて、それらの実施に係る出演者等の確保や渡航手配、主催者との連絡調整等も行うこと。

（業務内容）

ア 舞台公演及びオープニングフェスティバルでの公演、本市主催レセプションでの公演の企画運営

- ・大阪の歴史や文化等の魅力を効果的に発信でき、今後の来阪意欲が向上する等、都市間交流の促進に繋がる公演を企画し、実施すること。
- ・外国人の観客が理解しやすいことを意識し、言葉や台詞を主としない公演であること（例：レビューショーやサイレントコメディ等）。
- ・定期的に（平均して月 1 回以上）公演等を実施しており、大阪に活動拠点を有している出演者であること。なお、海外で有料公演を開催した実績を有していることが望ましい。
- ・舞台公演は 20 分以内、オープニングフェスティバル及び本市主催レセプションでの公演は 10 分以内の公演内容で構成すること。
- ・オープニングフェスティバルは屋根のない屋外ステージでの実施を想定すること。なお、オープニングフェスティバルについては、荒天等により屋内での開催に変更される可能性がある。
- ・当該公演の前後に予定される他出演者による公演への舞台転換を速やかに行える内容であること。
- ・出演者等のキャスティング及び出演交渉を行うこと。
- ・航空券及び宿泊ホテルの手配、英国内での移動手段の確立等出演者などの渡航手配を行うこと（本市職員の渡航手配は不要）。
- ・主催者と公演に係る打合せや調整を行い、使用楽曲や音源等、公演に必要な資料等を主催者の求めに応じて準備し、提出すること。

イ 留意事項

- ・公演を企画するにあたり、ジャパンウィーク公式ホームページに掲載されている参加募集要項をよく確認すること。
- ・公演内容は、提案をもとに発注者と協議、調整のうえ決定する。
- ・オープニングフェスティバル及び本市主催レセプションのステージサイズについては、舞台公演を行う会場のステージと同程度の規模で想定して構成すること。
- ・詳細な公演開始時間については、主催者側が調整したうえで確定する。

- ・渡航手配については、発注者と協議、調整のうえ決定する。なお、令和7年9月3日までにマンチェスターに到着し、同月8日以降にマンチェスターを出発する行程で想定すること。
- ・日本出国時から日本帰国時まで同行する添乗員を1名以上手配すること。

(2) 関連物品等の輸送・通関関連業務

公演等を行うにあたり、本邦内から持ち込む必要のある関連物品等の輸出入に必要な各種手続を行うとともに、大阪－ジャパンウィーク会場間の輸送運搬業務を実施すること。

(業務項目)

ア 公演等の実施に係る関連物品等の輸送

- (ア) 輸出入証明書類など輸出入関連書類の作成・取得・提出
- (イ) 輸出入通関及び検疫等手続き
- (ウ) 貨物の梱包・荷渡
- (エ) 貨物の開梱・荷受
- (オ) 日本国内における輸送運搬業務
- (カ) 日本－英国間における輸送運搬業務
- (キ) 英国内における輸送運搬業務
 - ・ジャパンウィーク会場内への搬入出については、主催者の指示に従うこと。
- (ク) 実施会場での搬入・搬出業務
 - ・搬入時の開梱・荷受及び外装梱包材の引取りを行うこと。
 - ・搬出時の外装梱包材の搬入、梱包及び荷渡を行うこと。
- (ケ) その他関連物品等の輸送・通関に必要な業務

イ 留意事項

主催者が用意する船便貨物輸送を使用することも可能であるが、主催者が定める搬入期日等に間に合わないものについては、受注者が独自に輸送方法を手配すること。なお、主催者が用意する船便貨物輸送の想定スケジュールは、令和7年5月中旬までに輸送に係る必要書類を提出し、令和8年1月中旬に現地から返送された荷物が各参加者の元へ到着する予定となっている。

(3) その他管理運営業務

ア ポスター、パンフレットの印刷

- ・発注者の指示に基づいてポスター及びパンフレットをデザインし、印刷を行うこと。
なお、仕様については下記のとおりとする。
- (a) ポスター：B2 サイズ、光沢紙 135kg、片面 4 色カラー、10 部
- (b) パンフレット：仕上がり B5 サイズ 4 ページ (B4 サイズ二つ折り)、光沢紙 110kg、
両面 4 色カラー、3,000 部

イ 資機材等の手配、調達

- ・公演に必要となる資機材等の手配、調達を行うこと。

ウ 各種保険手続

- ・実施内容に応じて、「動産総合保険」「貨物保険」「傷害総合保険」「施設賠償責任保険」「海外旅行保険」等、適切な保険への加入手続き及び保険料の負担、支払いを行うこと。なお、海外旅行保険の加入対象者は出演者及びスタッフ（合計 30 名以下で想定）とし、本市職員は含まない。

エ その他出展に必要な業務の実施

- ・主催者が定める要項やガイドライン等に従い、各種調整や手配等を行うこと。
 - ・出展に必要な提出書類を作成し、主催者へ提出すること。なお、参加申込に係る資料の作成及び提出については、発注者にて行う。
 - ・出展に係る費用の支払いを行うこと。なお、参加登録費用については、下記のとおり積算すること。
- (a) 団体登録料（55 万円/団体）：1 団体分
- (b) 個人登録料【参加者】（4 万円/人）：出演者及び舞台スタッフ等（舞台裏や楽屋での作業がある者）＋本市職員 5 名分
- (c) 個人登録料【同行者】（1 万円/人）：随行スタッフ等（舞台裏や楽屋での作業がない者）＋本市職員 3 名分

<例> 出演者 20 名、舞台スタッフ 8 名、随行スタッフ 2 名の場合

(a) 団体登録料：55 万円×1 団体＝55 万円

(b) 個人登録料【参加者】：4 万円×33 人（出演者 20 人、舞台スタッフ 8 人、本市職員 5 人）＝132 万円

(c) 個人登録料【同行者】：1 万円×5 人（随行スタッフ 2 人、本市職員 3 人）＝5 万円

8. 業務実施にあたっての留意事項

(1) 業務実施体制

受注者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。

(2) 業務計画

受注者は、本業務における契約締結後、速やかに業務工程表を作成し、発注者に提出するとともに、適宜、更新状況を提出すること。

本業務における契約締結後、速やかに着手し、業務工程表に従い実施すること。

(3) 本業務に係る発注者との打合せ

本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、発注者と緊密に連絡を取りながら進め、その指示及び監督を受けなければならない。

なお、受注者は、業務着手時及びその他必要に応じて、発注者との打合せ及び協議を行うものとする。

(4) 秘密の保持

ア 受注者は、業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

イ 本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の

徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じなければならない。

(5) その他

- ア 本業務の実施にあたっては、各種関係法令・条項等を遵守するとともに、公益財団法人国際親善協会から参加申込者に対して示されるガイドライン等を遵守し、適正な運営に努めること。
- イ 本業務にかかる記録として、発注者が撮影した写真等を本市ホームページ等に掲載することがあるため、あらかじめ関係者に了承を得ておくこと。
- ウ 本仕様書に定めのない事項については、その都度、事前に発注者と受注者において協議し決定すること。
- エ 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、双方で協議のうえ決定することとする。
- オ 経費は全て契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の経費を負担しない。

(参考 1)

舞台公演会場

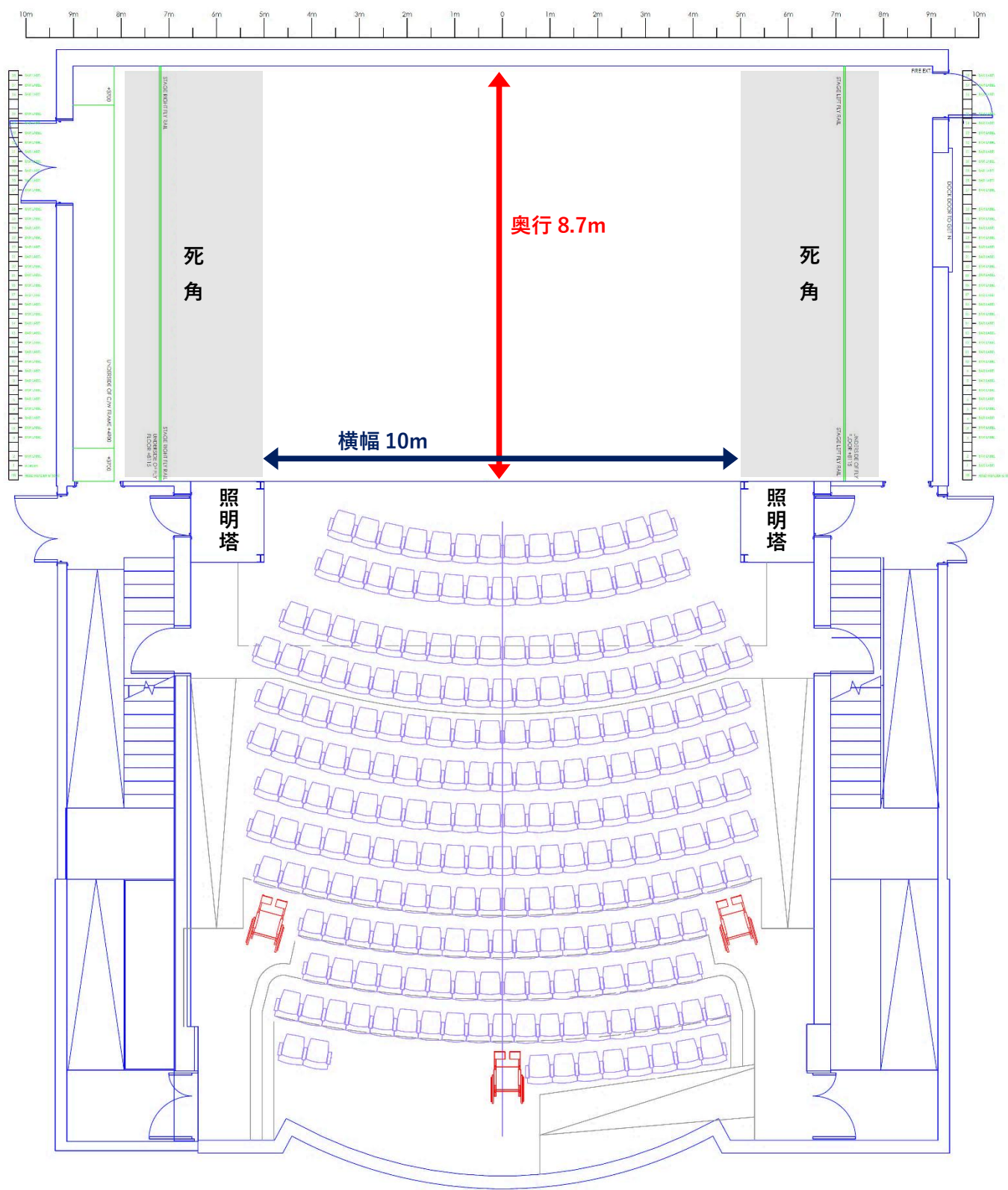
会 場 名 : HOME Manchester Theatre

<https://homemcr.org/>

住 所 : 2 Tony Wilson Place, Manchester, M15 4FN, United Kingdom

使用ホール : Theatre 1 (予定)

会 場 図 面 :



(参考2)

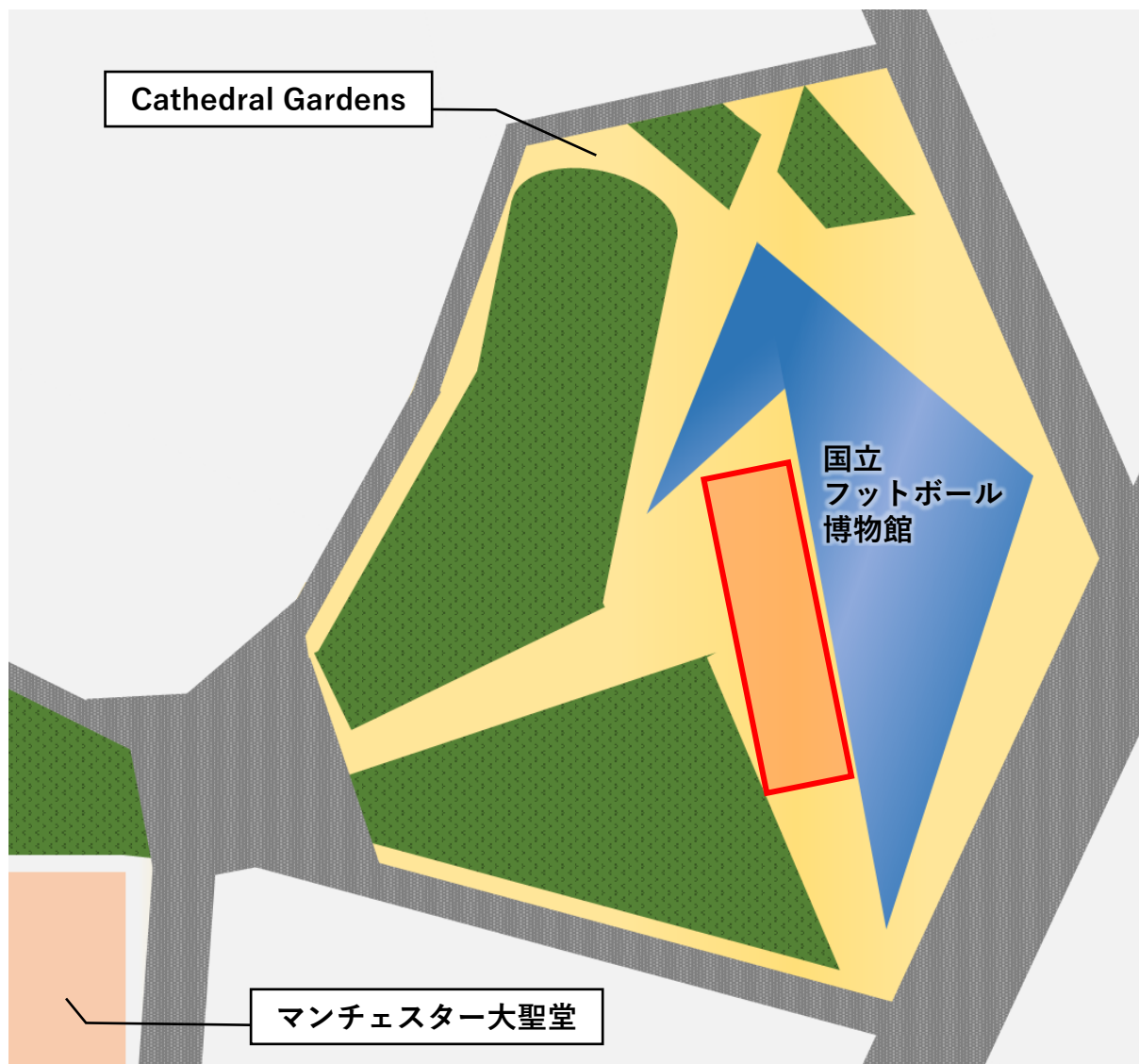
オープニングフェスティバル会場

会 場 名 : Cathedral Gardens

https://www.manchester.gov.uk/directory_record/166439/cathedral_gardens

住 所 : Cathedral Gardens, Corporation Street, Manchester, M4 3BG, United Kingdom

ス テ ージ : 下記図の赤枠内に設置予定（屋根無し）



公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。